国土入企第6号平成29年8月1日

各都道府県主管担当部局長 殿 (契約担当課扱い) (建設業担当課扱い) 各政令指定都市主管担当部局長 殿 (契約担当課扱い) (建設業担当課扱い)

国土交通省土地·建設産業局建設業課長

「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」について

公共建築工事の発注にあたっては、「『官公庁施設整備における発注者のあり方について』の答申(社会資本整備審議会)について」(平成29年1月24日付け国土入企第20号)及び、「『公共建築工事の発注者の役割』解説書(第一版)等について」(平成29年6月1日付け国土入企1号)を通知し、同答申及び同解説書を参考に取り組んで頂くようお願いをしてきたところです。

今般、同答申及び同解説書を補足するものとして、地方公共団体が建築事業を円滑に実施する上での課題や求められる対応、特に企画立案段階及び設計段階における「コスト管理」や工事の「適正な予定価格の設定」に係る留意点等をとりまとめた「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」を作成しましたので別添1のとおりお知らせします。

貴職におかれましては、公共建築工事の発注にあたり本手引きを参考として 頂くようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(政令指定都市は除く。) に対して、本通知の周知をお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

国土入企第 6 号 - 2 平成 2 9 年 8 月 1 日

建設業団体の長あて

国土交通省土地 • 建設產業局建設業課長

「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」について

公共建築工事の発注にあたっては、「『官公庁施設整備における発注者のあり方について』の答申(社会資本整備審議会)について」(平成29年1月24日付け国土入企第20号)及び、「『公共建築工事の発注者の役割』解説書(第一版)等について」(平成29年6月1日付け国土入企1号)を通知し、同答申及び同解説書を参考に取り組んで頂くようお願いをしてきたところです。

今般、同答申及び同解説書を補足するものとして、地方公共団体が建築事業を円滑に実施する上での課題や求められる対応、特に企画立案段階及び設計段階における「コスト管理」や工事の「適正な予定価格の設定」に係る留意点等をとりまとめた「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」を作成しましたので別添1のとおりお知らせします。

貴職におかれましては、本手引きの趣旨及び内容をご理解の上、貴団体傘下 の会員企業に対し、周知をお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、都道府県及び政令指定都市、調査・設計等の発 注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知 らせします。

国土入企第 6 号 - 3 平成 2 9 年 8 月 1 日

発注関連業務団体の長 あて

国土交通省土地 • 建設產業局建設業課長

「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」について

公共建築工事の発注にあたっては、「『官公庁施設整備における発注者のあり方について』の答申(社会資本整備審議会)について」(平成29年1月24日付け国土入企第20号)及び、「『公共建築工事の発注者の役割』解説書(第一版)等について」(平成29年6月1日付け国土入企1号)を通知し、同答申及び同解説書を参考に取り組んで頂くようお願いをしてきたところです。

今般、同答申及び同解説書を補足するものとして、地方公共団体が建築事業を円滑に実施する上での課題や求められる対応、特に企画立案段階及び設計段階における「コスト管理」や工事の「適正な予定価格の設定」に係る留意点等をとりまとめた「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」を作成しましたので別添1のとおりお知らせします。

貴職におかれましては、本手引きの趣旨及び内容をご理解の上、貴団体傘下 の会員企業に対し、周知をお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、各都道府県及び政令指定都市、公共事業の施工 を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせしま す。